

衆議院環境委員会 議 録 第 七 号

平成十六年四月十三日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 小沢 鋭仁君

理事 桜井 郁三君 理事 竹下 亘君

理事 西野あきら君 理事 奥田 建君

理事 長浜 博行君 理事 伴野 豊君

理事 石田 祝稔君

井上 信治君 宇野 治君

大前 繁雄君 加藤 勝信君

木村 隆秀君 鈴木 淳司君

砂田 圭佑君 鳩山 邦夫君

船田 元君 三ツ矢憲生君

望月 義夫君 近藤 昭一君

鮫島 宗明君 島田 久君

田島 一成君 武山百合子君

松本 龍君 村井 宗明君

高木美智代君 阿部 知子君

土井たか子君 川上 義博君

環境大臣 小池百合子君

環境副大臣 加藤 修一君

環境大臣政務官 砂田 圭佑君

政府参考人 (内閣官房内閣参事官) 森本 英香君

政府参考人 (外務省大臣官房審議官) 齋木 昭隆君

政府参考人 (国土交通省大臣官房官庁 官繕部長) 奥田 修一君

政府参考人 (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長) 南川 秀樹君

政府参考人 (環境省総合環境政策局長) 松本 省藏君

政府参考人 (環境省総合環境政策局長 滝澤秀次郎君)

政府参考人 (環境省自然環境局長 小島 敏郎君)

政府参考人 (環境省地球環境局長 小野寺 浩君)

政府参考人 (環境省自然環境局長 遠山 政久君)

環境委員会専門員

委員の異動

四月十三日

辞任 補欠選任

西村 康稔君 井上 信治君

土井たか子君 阿部 知子君

同日 辞任 補欠選任

井上 信治君 西村 康稔君

阿部 知子君 土井たか子君

本日(の)会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣 提出第一二〇号)

環境保全の基本施策に関する件

○小沢委員長 これより会議を開きます。

環境保全の基本施策に関する件について調査を

進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として内閣

官房内閣参事官森本英香君、外務省大臣官房審議

官齋木昭隆君、国土交通省大臣官房官庁官繕部長

奥田修一君、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル

対策部長南川秀樹君、環境省総合環境政策局長松

本省藏君、環境省総合環境政策局長環境保健部長滝

澤秀次郎君、環境省地球環境局長小島敏郎君及び

環境省自然環境局長小野寺浩君の出席を求め、説

明を聴取したいと存じますが、御異議ありま

せんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小沢委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○小沢委員長 質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。伴野豊君。

○伴野委員 おはようございます。民主党の伴野

豊でございます。

本日は、環境保全の基本施策に関する件という

ことで四十分賜りまして、ありがとうございます。

冒頭、イラクのことに触れざるを得ないと思

いますが、大臣、きょうお越しのいたいで、きょう

委員会が開かれているわけでございますし、また、

大臣はイラクといえますか中東の御専門家でもご

ざいます。何か事態が動くようなことがあれば、

極力、野党、与党の枠を超えて御協力させていた

だきたいと思っておりますので、冒頭、申し上げてお

きたいと思っております。ひとつよろしくお願いい

たします。

では、本題に入らせていただきますと思います。

私、女性大臣とどうも御縁があるようでござい

まして、さきの国会といえますか、議員にさせて

いただいていたところの方、国土交通委員会が長かつ

たわけでございますけれども、さきの総選挙前ま

では扇大臣にけいこをつけていたでございまして、

それでやつと石原大臣に、男性の方にぶつかっ

ていけるかなと思っております。今回、国土

交通だけではなく、環境とイラクの方の委員も仰

せつかりまして、環境はまさに小池大臣とござい

まして、イラクの方もきのう川口大臣といろいろ

議論させていただいたところでございますけれど

も、どうも女性大臣に縁があるようでございます。

昔から、女性はずばから太陽だと思ってい

りました私にとりましては、矛先が鈍らないよう

に、ちよつときような頑張らせていただければ、

そんなふうに入っております。

では、始めさせていただきますと思います。

これも御縁なんですけれども、たしかあれは予

算の分科会だったと思えますけれども、当時大臣

の川口大臣に、私は環境施策についていろいろ質

問させていただいた。そのときに環の国という

キヤッチフレーズでいろいろ御説明いただいて、

私は私なりに理解させていただいて、それはすば

らしいキヤッチコピーであり、目指すべきところ

なのかなという感じもいたしました。そして、そ

の次の大木大臣、まさにミスター京都議定書とい

うことで御活躍いただいたわけでございますけれ

ども、その後、鈴木大臣は経済と環境との融合と

いうことであつて、今回、それを受けられる形と

いいますか、その流れでまた小池大臣が御就任さ

れたわけでございます。

先般の大臣所信のときにも環境革命という言葉

を使って御説明もいただいております。また、

ホームページも拝見させていただきました。また、

あるところでは二つのPが大事だと。PRとフィ

ロソフィーが大事なんだというふうなことも

おっしゃっているわけでございます。

改めて、きょうせっかくの機会をいただきました

ので、大臣が、日本が目指すべき環境立国ある

いは環境先進国として、どういうキヤッチコピー

で、あるいはどういうイメージで今後行政運営に

手腕を発揮されるのか、お教えいただければと。

よろしく願ひいたします。

○小池国務大臣 また女性大臣ということでござ

います。二十世紀は環境の世紀と言われると

同時に、女性の世紀でもあらうかと思ひます。そ

う、二十世紀は環境の世紀と言われると

同時に、女性の世紀でもあらうかと思ひます。そ

う、二十世紀は環境の世紀と言われると

同時に、女性の世紀でもあらうかと思ひます。そ

う、二十世紀は環境の世紀と言われると

同時に、女性の世紀でもあらうかと思ひます。そ

う、二十世紀は環境の世紀と言われると

同時に、女性の世紀でもあらうかと思ひます。そ

う、二十世紀は環境の世紀と言われると

同時に、女性の世紀でもあらうかと思ひます。そ

これは、逆説的に、これまでが男性の世紀が長く続いたということかなと思ったりもいたしますが、男性であれ女性であれ、しっかりと仕事をすることが大臣の役目だと思っておりますので、よろしく御支援のほど、お願いを申し上げますと思います。

その環境の世紀でございますけれども、キャッチフレーズでわかりやすいのも必要でありますし、と同時に、余り言葉ばかり出てきても困るなというふうに思いますが、私は、ひとつ環境革命という気持ちでこの環境行政に当たっていききたいと考えております。

イラク、今日日本では人質問題に目が集中いたしておりますが、また一刻も早い解決を望むところですが、一方で、ガソリン価格が史上最高値をずっと更新しているということに皆さんどれぐらい注目をされておられるのかわかりません。本来であつたならば、かつての第四次中東戦争を引き金とした第一次オイルショック程度のレベルまでもう達しているわけですし、あのころ、震撼したときの、また、それによって省エネ技術ががっつり進んだということをもう一度思い出さなければならぬんじゃないかというふうに思うわけです。

それだけに、これは環境革命に臨むんだということで、皆さんの、また国民の皆様方のお気持ちこそ、その方々の方に向かって初めてなす得るものでございまして、そういった意味で、私は、環境革命という言葉を叫び続けていきたい、また、皆さんがそういう思いになっていただけるように努力をしてまいりたいと考えております。

では、何なんだ、また、どういう環境立国を目指すのか。今、それぞれ審議会や、そしてまたいろいろな各界各層の方々にお集まりいただいて、各種の委員会が環境省の方にございます。そこに私自身も出席をさせていただいて、発言もさせていただいてということで、いろいろな考え方、ビジョンをまとめつつあるんです。

わかりやすく申し上げるならば、最後には伴野さんのお名前まで出てきちゃうんですけれども、まず、ヘルシーであるということで健やかである

ということ、それから、やはり究極の自然は美しいものでありますので美しくあるということ、最後、豊かにあるということ、健康で、そして美しく、そして豊かな日本、これを環境という背骨を通した、そういう国づくりをしてまいりたい、このように考えているところでございます。

○伴野委員 豊か、豊かと二回、私の名前も呼んでいただきまして、ぜひ街頭でもやっていただくとありがたいな、そんなふう思うわけでございます。

今の御説明の中に、資源のない国が、オイルショックのときのようなことをいま一度思い起こして、そして、今の大量消費、大量製品の時代からドラスチックにやっていくんだ、そういうふうな御決意を賜ったわけでございます。理念はある程度理解させていただきまして、では、それを次に具現化していくにはどうするんだと。具現化していくときには、やはり数字というものは非常に重要でございます、特に質的なデータをどう定量化していくかというのは非常に重要なテーマであるわけでございます。

そうした中で、これは環境省さんの方でもおまとめになっていらっしゃる循環型社会とは、一つのいわゆる輪と申しますかサイクルを、リデュース、リユース、リサイクル、これは私が申し上げるまでもなく、その中で現状をとらえて、そして物質フロー目標というものを設けられて、一つには資源生産性、一つには循環利用率、一つには最終処分量というものを一つの物差しとしてやっていくという、ここまでは非常によくわかります。

では、この目標というのはどうやって出てきたものなのか。私も統計学をやってきた人間なものですから、ちょっと非常に細かいことを言いますと時間が足りなくなってしまうんですが、漠とで結構でございます。今回、この物質フロー目標というのが出てきた経緯と、今後、やはりこうなれば環境革命が達成できたんだ、資源生産性がこれぐらいになったら、あるいは循環利用率がこれ

ぐらいになったら、最終処分量がこれぐらいになったら、一つの数値目標がこれぐらいになったら環境革命は達成できたんじゃないかというように、なことがもしあるならば、教えていただければと存じます。

○南川政府参考人 お答え申し上げます。私も、循環基本計画という計画を持っております、その中で数値目標を設定いたしております。

これは、平成十二年の終わりでございますが、環境基本計画といえます環境行政の中の最上位の計画が閣議決定をされております、その中で、循環基本計画の中に数値目標を盛り込むということが要請されたわけでございます。それを受けまして、検討してつくったものでございます。

私もとしましては、その計画の効果を客観的に把握できることが望ましいということから、数値目標を置くことについては意味があるということとつくっております。もちろん、これ自身、社会経済の中で変わっていくものでございますが、やはりそれを目指して努力したいということでございます。

御指摘のとおり、資源生産性などの目標を定めておりますけれども、身近な目標としまして、わかりやすく言えば、当面、例えば、平成十二年を発射台にして計画をつくっておりますけれども、二十二年までの十年間で家庭からのごみ排出量を二割減らす、そういった各方面の地道な努力があれば、循環型社会に向けてのスタートが切れるというふうな考えておる次第でございます。

○伴野委員 きょうのところは、また機会をほかに移すとしたしまして、いづれにしましても、指標というものは、私はこの三つが大事だと思っております。一つは、やはりだれにでもわかりやすいシンブルなものにする。それはできるだけ長期のレンジでとれる。このときしかとれなかったというものは比較対照できませんので、できるだけ長期でいく。さらには、やはりレンジをそろえていただくということが重要じゃないか

なと思っておりますので、今後ぜひそんな御検討もいただければ、そんなふう思っております。そして、目標を、指標を選ばれたならば、やはり何年までにこれぐらいは達成するという中期の目標値みたいなものも出していただけたらと今後はいいのかな、そんなふう思っております。

次へ行かせていただきたいわけでございますが、では、物差しは、いろいろ御意見があるところでございますけれども、三つつくりましたよとでは、次はそれに合わせて法体系はどうなっているかというところで拝見させていただきますと、循環型社会形成推進のための法体系ということ、大きく分けて、自然環境のものと社会の物質循環のものと。

社会の物質循環のものにしましては、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法等々によってある程度対処をしようとしていらっしゃるのかなと。

では一方で、自然循環の方、これは非常に難しいのだと思うんですが、今どうなっているのかなということでもちょっとお聞きしまして、いただいたものに、自然環境保全制度の概要というところ、その一連のものをいただきました。確かに、今見るとそういうことなのかなと思うんですが、連動性とかあるいは包括性とかということも考えますと、一回全部トータルに見直すことも必要なのかな、そんなふう思っているんですが、そのあたりの御意見、ありましたら。

○小野寺政府参考人 自然環境の保全の政府全体の長期計画は、一昨年に生物多様性国家戦略というのをつくって、長期に生物多様性あるいは自然環境の持続的利用というのをどう果たすかというのをまとめたところです。政府及び環境省は、それに基いて順次事業を実施しているところであります。

自然環境の保全に係る法律制度は、そこにお示した表のとおり、非常に多岐にわたります。生態系の保全あるいは再生につきましては、自然環

環境保全法、これは一部基本法的な性格も持つておりますが、それが生態系の保全をプランしてありますし、また、最も古い制度であります自然公園法は、国立公園その他、自然の風景地を守るということを目的にしております。また、失われた生態系を回復するためには、自然再生推進法というものを策定していただきまして、着手しているところであります。

また、野生生物保護という観点からは、鳥獣の保護を目的として鳥獣保護法、絶滅に瀕している生物種を保護するためには種の保存法というのをやっておりますし、十三年の一月に環境省ができましたときに、それまで総理府でやっておりましたベトナム関係の法律、動物愛護管理法というのを我が局に移管しまして、生物全体のトータルな対策をとっているところでございます。

加えて、近年幾つか新しい問題が出てきておりまして、一つは、遺伝子改変生物が生態系に与える影響、これを昨年、カルタヘナ法と言っておりますが、策定いたしました。新しい問題に対応することやっております。また、現在、ここ数年間、生態学者を中心に最も指摘されております外国から入ってくる生物の影響を防止するために、いわゆる外来種法というのを今参議院で御審議いただいているところでございます。

以上でございます。

○伴野委員 いずれにしましても、つくった法律は永遠ということはないと思えますし、与党の皆さん方も、今、いろいろな法案を改廃で見直しをされているところでございます。大臣も、環境革命とおっしゃっているわけでございますので、すべからず関係法案を一度さらに見直していただければ、そんなふうに思っております。

いずれにしましても、一つの理念があつて、その理念を概略達成するために数値目標があつて、その理念と数値目標を達成するために法体系を整えていくのが立法府の役目だと思っております。でございますが、そうした中で、ちょっと質問をさせていただきます。

物質環境の方で、御案内のように容器包装リサイクル法というのが策定されて、リサイクル率が高まり、そして確かに埋立量は減りました。しかしながら、ごみ全体の排出量が減ったのかというところ、そうでもない。つまり、リサイクル、リユース、リデュースの中で、リサイクルというところは非常に脚光を浴びてうまくいっているやに思われるわけですが、本当はリデュースをもっと推進しなければいけないんじゃないかなと思つてございしますが、今の現状とあわせて、今後のリデュースへの意気込みをお聞かせいただければと思います。

○南川政府参考人 御指摘のとおり、私も、リサイクルだけを目標にしているわけではございません。循環型社会といふのは、資源にも限りがある、環境にも限りがある、その中で望ましい社会をつくらなければならないということでございまして、やはりリサイクルだけが膨らむということも目的にしているわけではございませんで、全体的に、リデュース、リユース、リサイクル、バランスをとって進めていくことが必要と思ひ、また具体的にそのような施策を目指したいと考えております。

○伴野委員 非常に荒っぽい言い方をすれば、ごみさえ出なければ、非常にリサイクル、リユースというの、よりやりやすくなるわけでございまして、ぜひ、根本的原因をどう減少させていくかというところにも、お金とそれから知恵を絞つていただければ、そう思うわけでございます。

では次に、ちょっと切り口を変えまして、大臣が目指されていることと京都議定書とは当然矛盾するものはないかと思つてございしますが、COP9でもたしか大臣が議長をされていたかと思ひます。やはり議長たるもの、範を垂れていかなければいけない、どこの国よりも先へ先へ行つてこそ認められていくんじゃないかと思つてございしますが、その京都議定書の目指すべきものと、これからのありようを御説明いただければ。○小島政府参考人 京都議定書で日本に課せられ

ております義務は六%の温室効果ガスの削減、こういうことでございしますが、その達成のために、政府におきまして地球温暖化対策推進大綱を定めております。この大綱の中で、六%削減約束の達成への取り組みが我が国の経済活性化、雇用創出などにもつながるように取り組むということが基本的考え方の一つとなっております。

この具体的な対策を見ますと、エネルギー起源CO₂削減のための省エネルギー対策や新エネルギー対策。あるいは、今循環の方で出しました、非エネルギー起源二酸化炭素の抑制のために廃棄物を発生抑制、再使用、再生利用するというような廃棄物の対策も書かれております。さらに、自然に関連するものとして、吸収源対策としての森林・林業対策の推進ということも盛り込まれております。これらまでの御議論に沿うものと考えております。

○伴野委員 私が申し上げるまでもなく、この京都議定書の京都というのがついていいる重みというのをぜひ一度かみしめていただきまして、日本が世界をリードしていくという決意で臨んでいただければ、そんなふうだと思います。

それで、今も、先ほどから理念とそれから数値目標と目指すべき大きなベクトルというお話をしております。これに関して、私は、もしそれが正しくてむだがかかれていいるならば、ノーと言ふ、あるいはノーと言ふ人は少ないんじゃないかと思ふんですね。

少し予算のお話に入つていきたいと思ふんですが、来年度予算二千八百三十七億余ということではございすけれども、本当にこの目標を達成するのにこの額でいいのと言いたくなつてしまつてございまして、いいこと、あるいは地球環境のこと、これは未来への責任だと思ひますし、それを今やつていくのは大人の責任だと思つてございす。

確かにいろいろな財源の問題もあるわけでございますが、今後五年、十年、実現するためにはこれぐらいのお金が必要なんだと、ぜひ、環境革命を

やつていただく大臣でございしますので、大ぶろしきしていただいていいんじゃないかと。その理念が正しくて、目標値が正しくて、目指すべきところを国民の皆さん方に納得していただいて、説明責任が果たされるならば、与野党を超えてそのお金をとりにいくぐらいいことをやるべきじゃないかな、私はそんなふうには思つております。大変生意気なことを申し上げましたが、いかがでしょうか。

○小池国務大臣 ぜひ、予算のシーズンに、財務関係の方にお訴えをともにやつていただきたいと思います。

どれぐらい必要なのかと言われまして、なかなかこれは、どういう区切りでとか、役所的には定義づけから始まつてえらいやこしい話になつてやうと思ふんです。ただ、私は、国の予算としてやるべきこととシステムとしてやるべきことと、それから、例えば拡大生産者責任として、例えば消費者の方に御負担いただくことによつて循環型社会を形成するのと、私自身は、そもそも余り国は関与せぬ方がええというのが基本的な考えでございすので、むしろ予算を莫大に使うよりは、そういう制度設計をしっかりとっていくことの方が必要なのではないかなと思ひます。

ただ、いかんせん、それにしても環境省、非常に少ない予算で頑張つておりますので、今後とも、委員のそういった御発言、大歓迎でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○伴野委員 環境に関しては、私は、基本線に関しては与野党もないと思ひます。特に、先ほど申し上げたように、未来への責任を果たしていく意味では力を合わせるべきところは力を合わせていくべきだと思ひますし、ただ、やはり財源というのには明確にしていかなければいけない。御検討もされているんだと思ひますが、環境税のお話は今のところまで進んでいるのか、御意見をお聞かせいただければ。

○松本政府参考人 御説明を申し上げます。環境税、言葉としては大変広い言葉ですが、今

具体的な議論になっておりますのは温暖化対策税ということであるかと思えます。京都議定書を達成するための具体的な政策手段として、昨年の八月の末に中央環境審議会の専門委員会で議論のたたき台となる具体的な提案がなされております。それについて、税の問題でございますので、大変幅広く、国民全体、各界各層の幅広い議論の中で議論を煮詰めていく必要があるということで、環境省もいろいろな場面を想定しながら議論を重ねさせていただいているところでございます。

全体的には、ことしが温暖化対策推進大綱の政策の評価、見直しの年でございますので、その議論の結果いかんでは温暖化対策税の導入の必要性も出てくるかもしれないということで、今鋭意いろいろな場面での議論をお願いしているところでございます。

○伴野委員 先ほど大臣もお触れになっていたかと思いますが、経済との兼ね合いもございまして、木を見て森を見ないようなことになってしまっても本末転倒になるかと思えます。ですから、どんなに税金をつけさえすればいいという話ではないかと思えますが、やはり守るべきための予算というのは必要なのかなと思えますので、そのあたり、よくバランスを考えていただいで御検討いただければと。

それと同時に、賦課するだけではなくて、環境に貢献した人、組織、団体、これが課税免除の対象になるような、何かそちらの、マイナスイメージとか、引き算の方もいろいろ考えていただく、それは一つの誘い水になるのかもしれないので、そのあたりのところも一緒に、プラスとマイナス両方考えていただくというのではないかな、そんなふうな思っております。

大臣は世界情勢にも詳しい方でございますので、やはり環境こそ日本が世界に平和貢献できる最たるものではないかというふうには私は思うわけでございます。これは先ほど経済と環境の融合というお話も出ました。多分、経済と環境、本当に

融合して、いい最適解を見つけている国はないのではないかなと思えます。それを率先して日本がやる、さらには地球環境を守るために率先してやる、京都議定書も率先して到達させるというようなことをやっていけば、私は、自然に力に頼らない平和貢献のあり方も提言できるのではないかなと思っております。

そのようなこともあわせて、世界への情報発信はどのようにお考えになっているのか。大臣、お考えがございましたら。

○小池国務大臣 環境立国を目指すということを内だけで、国内だけで言っているも仕方がないといましようか、ただ私は、まず内なるものを固めて外に言わないといけないというふうに思えます。そしてまた、外に訴えるときというのは、二国間で行うケースもありますし、多国間、国際会議のようなケースもありますし、いずれにしても、やはりみずからの言葉で伝えるということが必要だと思っております。

また、これまでも幾つかそういう機会にも恵まれて、英語のみの朝食会とかよくありますので、そういった機会ももちょうだいをし、かつそこでしっかり発言をするようにいたしております。これは、COP9の場合などはまさにそういった例でございました。

それから、先月の末には、日本・アラブ環境大臣セミナーというのを東京で開かせていただきました。アラブ各国の環境大臣があのようにな一堂に会するということはめったにないことで、それも東京ということでございまして、日本の環境政策とはというので、きちっとまとめてパッケージにしてお伝えをした。そしてまた、実際に新しい環境のテクノロジーなども実物を持ち込んで御紹介をし、さらには現場も視察していただくというような形で。

これで何がよかったかというと、よくODAなどを通じて我が国はアラブの国々にも環境の分野での協力はしているんですが、それを、日本として供与した国との間ではそのことはわかってい

るんですけども、ほかの国で日本がどのような環境分野での支援をしているかというのは知らないんですね、アラブ同士が。それが全部包括的にわかって、その意味では、いかに日本がアラブに對しても環境という分野で貢献しているかというのをお互いがわかり合ったというのが一番よかったのかなというふうに思っております。

それに加えて、今後とも、英文でのパンフレットの作成、もちろん、インターネットの時代に訳しまして海外へ発信をしたりホームページを充実させたりなどといったような形でこれからも発信には心がけて、内弁慶にはならないで外へ向けて活動をしつかりと伝える、発信をしつかり伝える、技術を伝える、この幾つかの分野でも発信をしていきたいと思っております。

○伴野委員 海外にお強い大臣でございます。ぜひ日本のPRをやっていたら、そんなふうな思っております。

では、続きまして、前段とは違いますが、少し、現状のといいますが、現在の環境行政の中で気になることを、時間の許す限り、あと十分ちよつとでございますが、お聞かせいただければと思っております。

先ほどリサイクルの方で、リサイクルよりもリデュースに力を入れるべきだというお話をさせていただきました。続いて、私、こう見えても技術屋の端くれでございます、RDFといいますが、確かに、ごみがエネルギーに変わるといふ夢のようなといいますが、もうすばらしいなと思つて興味を持っておたわけでございますが、御案内のように残念な事故が発生いたしました。

それで、新聞を見ておりましたら、大臣が先般九日の日ですか、直接多度の方へ行かれて御視察をなさったということでございます。

当然のことながら、あれだけの事故が起きたわけでございますので、幾つかそのポイントを決めて、課題を列挙されて、その課題に対して一つずつチェックをされたらどうと御推察いたします

けれども、実際、現場をごらんになってどうであったのか、また、その課題は何であったのか、その課題に對してどうクリアされているから大丈夫だと思われているのか、そのあたりのところをお聞かせいただければと思えます。

○小池国務大臣 環境大臣として視察をしておかねばならないポイントは幾つかございます。ということで、この三重のRDFの現場というのは、私も一日も早く行きたいところでございました。ちよつと三重でタウンミーティングを開くということで、方向もそうでございますので、この三重の多度のRDFの現場とそれから青山高原での風力発電の現場と二つを駆け足で回らせていただきました。

RDFでございますが、御質問の中にも、夢のようなという表現がございましたように、循環型の社会を目指す上で、まさに夢のような、幾つもの課題を一度に解決といましようか、達成してくるようなことということで、大変期待も大きかっただけに、今回とうとう人命も失うような事故につながったことはまずもって遺憾ではあります。が、そういったことを踏まえて、まず有効な廃棄物の処理方法の一つであり、かつ全国各地で今その事業を自治体などが始めておられるということもございまして、範となる、モデルとなるということ、そういったことにも留意いたしまして、何よりも安全の確保と国民の信頼を得ていくということが必要不可欠であるというふうに考えております。

昨年十二月に、環境省が、ごみ固形燃料の適正な製造・利用に関するガイドラインなどを取りまとめられて、これをもとに、安全の確保に万全を期した上で、慎重に今試運転が進められているところでございます。

私、余り焦るなというのを申し上げております。試運転で出てきたさまざまな問題点があるならば、それをまたその場できつかりと修正していくようにということが、長い目で見て信頼の醸成確保につながるというふうに考えているわけ

でございます。これからの試運転の状況をよくウォッチしていきたいと考えているところでございます。

○伴野委員 御案内かと思いますが、今回つくったRDFがでか過ぎたんじゃないか、もう少し小さいもので小分けした方がいいんじゃないかという専門家の御指摘もあったり、当然、大臣も御案内で、そのようなことをトレースされていくんじゃないかと思えます。やはり技術に万全というのはないと思っております。常々見直して、これでもかこれでもかとやっていただくことが非常に重要かと思っておりますので、一層の信頼性向上に努めていただければ、そんなふうに思っております。

それと、今、大臣、青山高原の風力発電もごらんになってきたと。中部地方、三重県において青山高原というのは一つのデイトスポットでございます。多分景色も相当よかったんじゃないかと思っております。そこでごらんになった風力発電。

私は、資源のない国日本において、これだけの海岸線を持つ国であるわけでございまして、風というのは資源であるという考え方を今後していきたいなと思っている一人でございまして、風力発電というのは、先ほど環境革命とおっしゃったエネルギー革命にもつながるかもしれません。このあたりのところ、御視察をなさってどう思われたか、御見識を賜ればと。

○小池国務大臣 私、デンマークの風力発電であつたり、また、一基しか建っていなかったけれども、ニュージーランドで風力発電を見に行ったりということ、何といたしてもクリーンであるというところ、そしてそれが地球温暖化防止にも寄与するという点では、この風力発電というのはぜひとも推進をしていくものであらうと思えます。

発電をする段階で二酸化炭素を排出しない、その意味では、地球温暖化対策推進大綱における極めて重要な柱の一つでもあり、二〇一〇年では風

力発電の導入目標量を三〇〇万キロワットとしておりますし、それから、地方公共団体、事業者でも風力発電導入の補助などですっかりそれをバックアップしていくということでございます。

自然景観がどうかということ、今回、特に青山高原の際、伺ったんですが、まあそれは人間様が建てたので、違和感があるといえば違和感がありますけれども、それはうまく林立して、また、それはそれで造形物としての存在感も示していたのではないかなというふうに思っている次第でございます。

あそこは大変風が強いという、そこをまさに活用しているということで、風力発電がふさわしい地形とか否かと、そういった科学的ないろいろな分析なども踏まえた上で、今後とも、その風力発電ということの促進ということ、これを念頭にいつも置いておきたい、このように考えております。

○伴野委員 今大臣が御指摘のように、当然、景観との兼ね合いもございまして、ぜひそういうあたりにも御配慮をいただきます。エネルギーのベストミックスと申しますか、選択肢を広げていただく意味でぜひ御推進いただければ、そんなふうに思っております。

それから、時間の許す限り質問させていただければと思っております。これは通告がなくて、資料が余り届いていないかもしませんが、わかる範囲で教えていただければと思うわけでございますが、けさも地元から電話がかかってきまして、やはり岐阜県の産廃の問題、非常に気になるので、御案内のようにございますが、野積み産廃一万六千四百立方メートル。現場においていますか、地元においては、それが、今回の実際に不法投棄されたお話と合併問題がごちゃにいろいろ出てきちゃったものですから、対応が今後どうなるのかなと非常に心配している一人でござい

ます。

現状、これは捜査のある話でもございまして、外に出せないお話もあるのかもしませんが、現

状でどう把握されて、今後どういう対応をされていくのか、お考えをお聞かせいただけますか。

○小池国務大臣 先ほど循環型社会形成のための予算はどうか、また、もつとしっかりその辺とつたらという話もありましたけれども、私は思うんですけれども、この不法投棄にどれほどのお金を国が出さざるを得なくなっているのかということ、それを考えますと、その分をよほどそちらの建設的な循環型社会形成のために回したいという、そういう思いでいっぱいになるぐらい、今回の件は、これまでの青森・岩手、豊島のさまざまな課題、問題点を踏まえつつも、まだこういうことが行われてきたということについて、いまだに憤りを感じているところがございます。

とはいえ、廃棄物処理法を何度かわたって改正もしてまいりましたし、また、規制強化、そして自治体の立入検査などの強化を図ってきたわけでございます。一体これまでどういう形になってきたのかということで、四月二日の時点で、岐阜市に対して、状況の把握であるとか、環境影響調査、それから経緯などについてずっとヒアリングもし、それから、環境省として、当面何をしてくだささい、何をすべきだという重要な項目についてもアドバイスをさせていただいております。

今そういった状況の中で、これから適宜報告を受けるということになっておりますので、まだ全体像がつかめていない段階ではございますけれども、必要に応じて、さらに環境省として助言なども進めさせていただこう、このように考えています。

○伴野委員 まさに今大臣御指摘のとおり、これは何で国がやればよいというものでもないと思えますし、人間のモラルといいますか、人間の生活の仕方が問われているという問題でございまして、国が余りにもやり過ぎてしましますと、どうせ最後は国がやってくれるわという、そんな甘い考えを持たれても困ります。しかしながら、この小さなと言つと失礼かもしれませんが、この地域

だけでこれを解決するというのは多分、かなりしんどいんじゃないかと思えますので、ぜひ、このあたりのところは国がアドバイスなり手を差し伸べていただいて、これを解決しなければ、やはり五十年、百年後にとんでもないことになったというふうにならないように、ぜひやっていただければ、そんなふうにいるわけでございます。

そんなことで、まだ二、三、質問をさせていただきますか。——四十一分です。もう終わりますか。

○小沢委員長 四十一分です。

では最後に、今モラルの話も出しましたので、環境教育について、やはりこれは非常に重要なことになってまいります。このことを環境省さん挙げてどう取り組まれるのか、最後にお聞きして、終わりにさせていただきますかと思えます。

○加藤副大臣 二〇〇二年の世界環境サミットで、持続可能な開発のための教育の十年、あるいはそののリーディングセクターを今ユネスコがやっているわけでありまして、そのユネスコが、同じこのサミットの中でウブント宣言をしております。ユネスコを含めて十一の国際的な教育団体等が入っていますけれども、その中でも環境配慮の関係あるいは環境教育の関係についても極めて重要だというふうに宣言をされているわけなんです。

御指摘の点につきましては、やはりそういった意味では、国民一人一人がライフスタイルの変革を行うことが極めて重要である、そういった意味では、環境教育の推進をより一層的確にやっていかなければいけない、そのように考えてございます。

昨年、衆参両院の皆さんの大きな協力によりまして、環境推進法ができてございます。これをもとにいたしまして、やはり各界各層の参加を得まして環境教育に取り組む、こういうふうにご覧でございますし、あるいは、副大臣会議ですか、そちらでも、この環境教育について、ともに連携を

深めて懸命にやってみようという、そういう申し合わせもしてございます。

さらに、環境省といたしましては、これからの子供さんの関係、いわゆる次世代の点につきましては、どういうふうに教育をしていくかということが極めて重要だと考えておりまして、こどもエコクラブ、こういった面を通して、現在、これは四千を超えるクラブがありまして、八万人が参加している話でございますけれども、せんだっても仙台で行われまして、非常に関心が深かったというところで、こういった面の中で、我々環境省といたしまして、文部科学省、こういった各省、関連のある省と連携を深めて、環境教育ということについて積極的に推進を図って、御指摘のようなことについて円滑かつ効果的なことになり得るように、そういう社会のシステムをつくり上げていきたい、このように考えている次第でございます。

○伴野委員 システム、法律も大事でございますが、最後は私は人だと思っております。どうか、そのあたりをお考えいただきまして、積極的に進めいただきますようお願いいたします、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○小沢委員長 次に、村井宗明君。

○村井(宗)委員 民主党の村井宗明です。

私は、容器包装リサイクル法、正式名称、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律についての質問をさせていただきますと思っています。

容器包装リサイクル法が成立したのは平成七年の六月でした。その後、同年十二月の第一段階の施行、平成八年六月の第二段階の施行と段階を経て、平成九年四月から本格施行されました。さらに、平成十二年四月には、対象品目と対象事業者が追加され、完全施行されています。十年後に見直すと言っている中、そのどの段階から起算をするのか、そこを後でまた聞いていきたいと思いますが、今現在、順次施行が進んでいる最中ではござ

います。

この容器包装リサイクル法の施行後の状況を見ますと、幾つかの問題点が出てきています。消費者の立場から見ると、ごみを減らしてもたくさん出しても税金の負担は同じだという意見から、市民の努力が報われない、分別がわかりにくい、そういういろいろな声が出ています。

消費者だけではなく、次に、事業者の立場から見たと思います。

ワンウエー容器を使うと負担が少なくて済むので、真剣にリデュース、リユースに取り組まない、また、特定事業者としての再商品化義務を逃れている事業者、いわゆるフリーライダーが多数存在しているのではないか、そういった問題点の指摘があります。

また、消費者、事業者だけでなく、市町村など自治体から見ると、財政的な負担が深刻だとか、取り組めば取り組むほどリサイクル貧乏になってしまふ、そういった声が上がっています。

ごみの量がなかなか減らない現状の中で、一方でごみ処分場は飽和状態が続き、結局、不法投棄は後を絶ちません。不法投棄をめぐる事件、事故も繰り返し発生しています。

そんな中で、今幾つか申し上げたような容器包装リサイクル法の問題点についてお伺いいたします。

まず初めに、この施行された容器包装リサイクル法、これまでの実績についてお伺いいたします。回収率の数字の伸びなど、具体的にお答えいただけますでしょうか。

○南川政府参考人 容器包装法でございます。

平成十四年度が最も最新の数字でございますけれども、これで、まず回収率、それから回収率を申し上げますが、主なものだけでございます。

ガラス瓶でございますと、全体としまして八十一万六千トンが回収されておりまして、回収率が十四年度段階で八三・四％ということでございます。十二年度が七七・八％でございます。やや改善しております。

スチール缶につきましては、回収量が四十一万九千トンでございます。十四年度の回収率が八六・一％、これが十二年度が八四・二％でございますが、これもやや改善をしておるということでございます。

アルミ缶につきましては、十四万五千トンでございます。回収率が八三・一％、これも十二年度の八〇・五％よりもやや改善をしております。

ペットボトルにつきましては、十八万八千トンでございます。現在が四五・六％、これが十二年度が三四・五％でございますので、大幅に改善をしておるところでございます。

○村井(宗)委員 次に伺いますが、容器包装リサイクル法については、施行後十年を経過した場合において、一部規定の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされております。

施行の段階が何段階にも分かれていたわけですが、そうしますと、この十年経過した場合というのは、正確にはいつになりますでしょうか。

○南川政府参考人 私ども、平成七年十二月の施行から十年というふうにとらえておりますので、十七年の十二月ということでございます。したがって、十七年度末までには必要な評価、検討を行いたいということで、十八年三月というのが目安かと考えております。

○村井(宗)委員 ありがとうございます。

そうしたら、十八年三月までに新しい議論を終わるということで、順次、この議論、また後日の国会でも取り上げて進めていきたいと思っております。

容器包装リサイクル法の施行後の問題点につきましては、一般消費者を始め、地方自治体、そして事業者と、非常に多くの関係者の注目と関心を集めているのではないかと思います。したがって、環境省におきましても、当然、日ごろからの積極的な情報収集や現状の分析について取り組みがまれているのだと思います。

そこでお伺いいたします。容器包装リサイクル法の見直しのための検討に向けた準備状況、これはどうなっておりますでしょうか。お答えください。

○南川政府参考人 私ども環境省におきましては、実際に分別収集を行っております市町村におきまして費用の詳細な調査、あるいは海外の状況、特にこの面が進んでおると言われますヨーロッパにつきましては、状況についての情報収集などを今行っておりますところでございます。

さらに、今後、リサイクルの質の改善、高度化を図るため、具体的なリサイクル法の見直しのための実態把握というものを詳細に行いたいということ、特に今年度におきましては、リサイクル制度の体系化・高度化推進事業費というものを計上いたしまして、見直しに必要な情報収集のための予算を確保したところでございます。

○村井(宗)委員 それでは、容器包装リサイクル法の見直しに向けた審議会についてお伺いしたいと思います。

中央環境審議会に専門部会のようなものを立ち上げるお考えがあるかどうか、そしてその場合、立ち上げる時期やメンバー構成について、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

特に私が主張したいこと、これまでいろいろな審議会、役所の天下りの方、それから天下りを受けている業界団体の方が中心になっております。それだけではなくて、やはりバランスのとれた、NPOの方々、こうやってリサイクルだけでなく、リデュースやリユースを進めようなどと一生懸命取り組んでおられるNPOの方々なども審議会に入れたいただけるものなのかどうか、その辺の考え方をお聞かせください。

○南川政府参考人 容器包装リサイクル法につきまして、検討についてはかなりの時間が必要と思っております。

といいますのも、まずどういう形で検討していくか、非常に難しいところがございまして。関係省庁だけ見ましても、経産省、財務省、農水省、厚生省とございまして、また、多くの自治体が極めて高い関心を持っております。

関係省庁だけ見ましても、経産省、財務省、農水省、厚生省とございまして、また、多くの自治体が極めて高い関心を持っております。

御指摘のとおり、NGO、NPOの方を含めて、リサイクル問題に取り組まれておる一般の方々が大変たくさんございます。また、この問題にいろいろな角度から御関心をお持ちの学者の方も多いわけでございます。そういう意味で、どういった方からどういった御意見を聞きながら、また、それを整理して検討していくか、それ自身が実は大変な準備作業でございます。

また、御指摘のとおり、幾つかりリサイクル法はございまして、今回の容リ法がまず第一弾の見直しになるわけでございます。今回の見直しは、単に容リだけではなくて、全体のリサイクルの見直しにもつながるものでございます。

そういう意味で、御指摘のとおり、いずれにしても審議会を動かす必要がございますし、幾つかの部会とかが必要だと思います。詳細につきましてはこれから検討したいと考えておりますが、当然ながら、できるだけ幅広い多くの方の意見が聞けるようにしていきたいと考えております。

○村井(宗)委員 今まだ、すぐ決まっていらないの返事ですが、今後、そういった状況報告をまた国会の方でしていただきたい、そしてその際、特に、審議会の中にNPO、NGOなども含めて、バランスのいい審議会をつくっていただければというのを要望させていただきたいと思っております。

さて、環境省のお話を聞いています。そもそも、この容器包装リサイクル法の出発点は、いわゆる循環型社会を目指すというところであったと思うんです。家庭から出るごみをできるだけ減らそう、そして、一度きりの使い捨てでもできるだけ減らして、再利用できるものは再利用させよう、それでも出るごみはきちんと分別した上で再資源化しよう、このリデュース、リユース、リサイクルの考え方に日本全体でも取り組もう、そういった考えだったと思っております。そして、この順番といえますか、優先順位も、リデュース、リユース、リサイクルで進めていこう、こういうものだと思います。

そこで、お聞きいたしますが、リユースできる瓶類、いわゆるリターナブル瓶の生産量と、リサイクルしかできない飲料容器、いわゆる使い捨てのペットボトルやアルミ缶の生産量はどのようになっておりますでしょうか。最近の傾向をお聞かせください。

○南川政府参考人 瓶の生産量でございますが、これは近年どんどん減っております。PETにかわったり、あるいは紙パックにかわるということになっておまして、平成九年度には二百六万トンございましたが、これが五年後の十四年度には百六十八万九千トンということで、大幅に下がっております。

また、ペットボトルにつきましては、それをつくるための樹脂生産量で見ますとふえておまして、平成九年度二十一万九千トンが十四年度には四十一万三千トンということで、大幅にふえております。

○村井(宗)委員 そこで大臣に。

今の答弁を聞かれたと思うんです。確かに、リユースできるものがどんどん減っていく、その一方、リサイクルできるものがどんどんふえていく。リサイクル自身はいいことなんです。この容リ法施行後、最大の問題なのは、リユースがどんどん減ってきているということなんです。

ここで、基本的な理念、原則について環境大臣の見解を承っていただきたいと思っております。

小池大臣は、リデュース、リユース、リサイクルの基本的な考え方とこの優先順位について、どのようにお考えでしょうか。今、容器包装リサイクル法が施行された現状、そして、それによってリユースが減ってリサイクルがふえてきたという現状を含めてお答えください。

○小池国務大臣 循環型社会形成推進基本法におきまして、循環資源の循環の利用の基本原則は、一、リデュース、二、リユース、そして三がリサイクル、これが優先順位で規定をされているところでございます。容器包装の循環の利用について

も、同じくこの優先順位が活用されると。

今、これまでの数字の推移ということが示されました。基本方針においては、消費者、国、地方公共団体、そして事業者が、今申し上げた順位における容器包装廃棄物のリデュース、リユース、リサイクルにそれぞれの立場で積極的な取り組みを果たすことを求めているわけでございます。この基本的な考え方は、もちろんそれによって変える必要はありませんし、変えるはずもありません。容器包装廃棄物の三Rの推進にこれからも努めてまいりたい、これに尽きるところでございます。

○村井(宗)委員 大臣が今おっしゃられました。方針はあくまで、リデュース、リユース、リサイクル、その順位なんです。しかし、今、この法律、容器包装リサイクル法施行後、結果として、理念とは逆の方向に進んでしまった。そこで、今言っている改正は、やはりもう一度理念のとおり結果に導かれるような改正を進めていかなければならない、私はそのように考えています。それでは、個別具体的な問題についてお聞きしたいと思っております。

今言ったリユースを促進するためには、一度きりの使い捨て容器を減らし、何度も繰り返し使うリユースを促進することのできるリターナブル容器が有効です。このリターナブル容器は、今答弁でおっしゃられたように、だんだん出荷量が減少してきています。このリターナブル容器が減少していることについての対応策をお伺いしたいと思います。

リターナブル容器のメリットをもっとPRして、消費者に環境面での効果についても理解してもらおう努力が必要ではないでしょうか。また、事業者に対しては、リターナブル瓶、リターナブル容器を使用することでメリットを一層拡大させていくという方策が求められているのではないのでしょうか。お伺いいたします。

○南川政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおりでございます。まず、私も、

容器リサイクル法自身も、直接目指すものはリサイクルでございますけれども、その中で少しでもリユースできるものは使いたい、そういったことを支援しようということでございまして、みずからが発生いたします容器包装の廃棄物の実質の八割以上を回収する事業者につきましては、残りの二割弱につきましてのリサイクル費用は免除する、そういう認定制度を設けております。

実際に、二百を超える瓶につきまして、その認定制度を用いまして、実質費用負担がない形で回していたいただいているところでございます。また、この認定制度を広く活用するという観点から、一部のメーカーにおきましては、小型瓶の共通規格化を進めまして、リターナブル容器の利用促進を図っておりますし、私どももそれは支援したいと考えております。

ただ、全体としましてリサイクルに向かっているのは事実でございます。私ども、そういった制度的な支援以外にも、エコ・コミュニティ事業といたしまして、NGOとか企業、自治体が行っておりますリユースのための支援もしております。

例えば、京都のお祭り、イベントで利用されますリターナブルカップシステムの開発の支援とか、あるいは、南九州におきます、しょうちゅうなどの九百ミリリットルの茶色瓶につきましての統一リユースシステムのモデル事業の支援とか、そういったことも行っているところでございます。

○村井(宗)委員 今おっしゃられました。今後は、また見直しに向けては、どうやってリユースを促進していくか、それをしっかりと盛り込んで、容器包装リサイクル法の改正をこの環境委員会の中でも進めていきたいと考えています。

また、リユースだけではないんです。今後は、リデュースのための方策、これもしっかりと盛り込んで容器包装リサイクル法を改正していかなければならない、私たちはそう考えています。(発言する者あり) ありがとうございます。ぜひ、

議員立法、みんなで進めていきましょう。

次に、市町村が実施している分別収集についてお伺いいたします。

容器包装廃棄物の分別収集については、市町村によつては、その実施状況がまちまちであります。また、実施されている容器の種類や品目もまちまちであります。この問題についてお伺いいたします。

環境省は、この市町村によつて、そして品目によつてまちまちな分別収集の現状をどのように考えておられますでしょうか。また今後、より踏み込んだ取り組みが求められていると思いますが、いかがでしょうか。

○南川政府参考人 御指摘のとおり、容器リサイクル法におきましては、市町村がみずから手を挙げる形で、どの品目のリサイクルに取り組みかということを決めていただくわけでございます。そういう意味で、物によりましてかなりばらつきがございます。例えばペットボトルですと、八四・九%の市町村が取り組んでおりますけれども、物によつては五〇%程度というものもあるわけでございます。また、もっと低いものも実はございます。

ただ、全体的には、これに参加しようという市町村数は、全品目につきまして着実に増加はいたしておるところでございます。全体的にその制度の趣旨というものは御理解はいただいていると思っております。

私どもとしましては、この市町村の分別収集がうまくいきますように、具体的には、ストックヤードなどの分別収集に関する施設整備の補助、あるいは分別収集についての優良事例の紹介、そういったことで、市町村と非常にこれはコンタクトをとりながら、いい意味での普及に努めていきたいと考えております。

○村井(宗)委員 次に、分別収集後の容器包装の再商品化の問題についてお尋ねいたします。

この再商品化の問題は、なかなか、一つの市町村で、あるいは一つの事業者で取り組むのは非常に

に困難です。ですから、どうしても国の、行政の指導力や調整能力が期待されてまいります。また、技術開発の問題や価格、品質の問題など、全国的に取り組む課題だと思えます。

この再商品化により得られた製品の販路の拡大などについてはどのように取り組んでおられますでしょうか、お尋ね申し上げます。

○南川政府参考人 再商品化は実は非常に難しい問題でございます。

例えば、身近なところでセメントでございます。これはセメント会社様がそれを受けますので、民間会社として売れる範囲しかごみを引き取らないということ、その商品化されたものもまた売れていくわけでございますけれども、例えば量の多いスラブでございます。これは廃プラなどからよくつくられますけれども、これにつきましても、四、五年前はほとんど、路盤材とかあるいはエコセメントなどに一部使われてまして、その利用率が八割近くまで達したわけでございますが、やはりその後、だんだん需要先が減りまして、五割強しか利用できないという現状でございます。そういった中で、必ずしも、リサイクルをしても結局回っていかないという事例もたくさんございます。

私ども、再商品化を利用していただくために、いわゆるグリーン購入法の活用などを含めて、自治体のみならず、その事業者にもお願いして、その活用を進めておるところでございますが、必ずしもうまく進んでいない。むしろ、リサイクルを起して仕事が入らなくなっているという方から実は苦情をたくさん受けているというのが日ごろの状況でございます。

○村井(宗)委員 今おっしゃられたような内容を含めて、やはり容器包装リサイクル法の改正その他に進めていかなければならないのではないかと考えております。

前半で申し上げましたように、循環型社会とは、リサイクルが最終目的ではありません。どちらかといえば、リサイクルは最低限の目標なのであり、

できるだけリデュースそしてリユースを目標としていくべきだと考えます。そうしていかないと、大量生産、大量消費、大量廃棄という今の社会が、ただ、大量生産、大量消費、大量リサイクルに置きかわるだけに終わってしまうわけですね。

このリデュースそしてリユースを推進するために、生産者側と消費者側の双方に対して、誘導要因になるような経済的手法や規制的手法が考えられると思います。例えば、デポジット制度、容器課徴金、自動販売機規制などです。このリデュース及びリユースを促進するための各種の取り組みについて、環境省のお考えをお伺いいたします。

〔委員長退席、長浜委員長代理着席〕

○南川政府参考人 御指摘のとおり、インセンティブを持たせるといことは、リデュース、リユースともに極めて大事だと考えております。

例えば、今リサイクルにつきましても、容器リサイクル法の中で、実際に分別収集された廃棄物につきましても、リサイクル費用は事業者が負担をしております。これは、事業者というのは何通りかありますが、例えばサントリーとかキリンとか、そういった中身を売っておるメーカー、それから、缶なりPETを生産しているメーカー、両方含まれますけれども、そういった方につきま

しては量に応じて負担がございまして、最近のジュース類を見ますと、非常に薄い、実はペットボトル、PETも薄いものに変わってきたということもございまして、そういう意味では、最近の「伊右衛門」とかを見ると非常に薄くなっているというふうにご考えております。

もちろん、デポジットも一つの大きな手段だろうと思つて、私ども、今検討を、勉強をしておるところでございます。

あとは、消費者の方の、実は理解も大変でございます。ペットボトルが普及した理由、いろいろ聞いておりますけれども、リサイクルというよりは、むしろ、持ちやすいとか、ふたをして持つて歩けるとか、歩きながら水を飲めるとか、そういったこともございますので、いろいろな意味で消費者の方の声も聞きながら、検討を進めていきたいということでございます。

たこともございますので、いろいろな意味で消費者の方の声も聞きながら、検討を進めていきたいということでございます。

○村井(宗)委員 私たちが目指しているのは、持続可能な循環型の社会です。環境への負荷がより少なく、限られた資源をより大切に社会構造の実現です。この観点から容器包装リサイクル法の現状を見ると、やはり拡大生産者責任の問題は避けて通れないと思えます。

容器包装のリサイクル、その収集、分別、圧縮、保管に膨大な税金が投入されている実態が続く限り、リデュースやリユースへの移行は進んでいかないではないでしょうか。一方で、地方財政は極めて厳しくなっていることは説明を要さないと思います。消費者は、ごみを減らしても減らさなくとも、同じように税金で収集、分別がされる。生産者は、使い捨て容器を使い続け、ごみを出し続けても、リサイクル費用の負担はその一部で済んでしまう。

やはり、リデュースやリユースにシフトさせるために、そして公平な費用負担にするためには、容器包装のリサイクル費用を商品価格に含めることを検討すべきではないでしょうか。つまり、収集、分別、圧縮、保管の費用を商品価格に含め、生産者の責任で最終的には消費者が負担することの検討が必要であると考えますが、小池大臣、いかがでしょうか。

○小池国務大臣 まあそう怒らなくともいいんじゃないでしょうか。

最後の部分ですけれども、容器包装リサイクル法の見直しの時期とか、これからの段取りについての御質問ございました。

今触れられました拡大生産者責任などによる費用負担のあり方も、検討課題の一つであろうというふうにご考えております。また、先ほど来部長から、この問題については、消費者である国民の皆さんがこれまでの利便性のある方向にすぐ行ってしまうというようなことであるとか、それから、製造販売に当たっているそれぞれの業界の方々と

か、非常に幅が広い、そしてまた、実際の処理に当たっている市町村の声も聞いていかなければならないということで、目指す方向は循環型社会を形成するというところで、お互い何をすべきなのかということをしつかりよく議論をし合って、そして見直しをしてまいりたいというふうに考えております。

○村井宗委員 大臣、ありがとうございます。

そうしたら、最後に、今は容器包装リサイクル法に特化して、拡大生産者責任の話その他もろろ、容器包装リサイクル法についてお聞きしました。次は、もう循環型社会全般について、容器包装リサイクル法に特化せずに、拡大生産者責任についての大臣のお考え、そしてその取り組みに対しての決意をお答えいただければと思います。

○小池国務大臣 これまで、循環型社会をつくるために幾つものリサイクル法を、法的な整備をしてまいりましたところでございます。

平成十二年、循環型社会形成推進基本法が制定され、それによって循環型社会の形成に係る基本原則が定められたということで、廃棄物処理法を初めとする各種リサイクル関連法、それからグリーン購入法も改正を進め、制定が行われました。それから、大きいところでは、平成十四年、自動車リサイクル法の制定、今後の実施ということですね。平成十五年には廃棄物処理法の改正が行われてきたということで、こういった法律を定める、そしてまた、必要に応じて改正をしていくということは、環境省としても大きく目指すところがあるわけですから、それはつまり、循環型な社会を築いていく、そしてもう一つ、もっとわかりやすく言えば、ごみゼロ社会をどうやら本当に築けるのかということで、こういった目標、目的を目指しまして積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

これからのいろいろな、総合的に機能をさせていくためにはどうしたらいいのか、それは、目的と効率性、それから、実際にそれに関与される方々の参加への意識の高揚ということなど、総合的に

取り組んでいきたいと思っております。

〔長浜委員長代理退席、委員長着席〕

○村井(宗)委員 それでは、私の質問を終わらせていただきます。

最後に、今後は、今までリサイクルだけがどんどん進んできた中、リユースやリデュースもしっかりと進んでいくように容器包装リサイクル法を変えていく、そのためには、与党、野党を問わず、また、いろいろな事業者、NPO、いろいろな声も生かしながら、しっかりとこの法案の修正、今後もぜひ取り組んでまいりましょう。

○小沢委員長 次に、阿部知子君。

○阿部委員 社会民主党・市民連合の阿部知子です。

私は、ただいま、イラクでは発見されなかった大量破壊兵器問題で、逆に我が国において、かつての大戦中に製造され使用されたと思われる化学兵器によって生じた被害についてお尋ね申し上げます。

この間、環境省は、とりわけ、昭和四十八年に行われました日本軍の旧軍の毒ガス兵器のフォロアップ調査といたしまして、昨年十二月、非常に分厚い資料を作成でございます。その労苦を多いたしめるとともに、逆にまだまだ、この実態調査が進めば進むほど、実際の現実の被害救済も含めて、今後に残された課題が多いであろうと思う観点からお伺いを申し上げます。

その第一が、平塚市、私は実は神奈川県選出でもあります。まず、私の選挙区にございます寒川というところで毒ガスが発見され、それに引き続いて隣の平塚というところでも出てまいりまして、ここは旧相模海軍工廠と言われる兵器工場があったところであったということも関係して、非常に多くの、当時製造されたと思われる毒ガスがいろいろな形で出てきております。

特にきょうは、冒頭、平塚の問題をお伺いしたいと思いますが、平塚市も、当然、旧相模海軍工廠跡地ということにかかわる部分が、そこから出

てまいったのですが、ことし三月三十日段階で、いわゆる平塚市の市庁舎内予定地といえますか、公共の建物をつくる予定地のところで発見された毒ガスについて、毒ガス兵器の残存物について一応安全宣言というものが出されて、その出てまいりまして、安全宣言をアスファルトで埋め立てて、安全を当面宣言するということがなされているところかと思っております。

この当面の安全化措置ということにつきまして、これは国土交通省がかかわられて措置をなさいたしましたので、当面の安全措置とはどんな意味なのかということ、当面の安全措置をしても、例えば、埋め立てても、アスファルトで覆っても、実は今後、掘削を深くいたしますと、またほかにも出てくる可能性があると思っておりますが、今後の危険性ということについてのどのようなお考えをお持ちなのかの二点、お願いいたします。

○奥田政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘の件は、昨年の四月三日に、私どもで実施しております平塚第二地方合同庁舎の工事現場におきまして、山どめぐいの工事の掘削中に球状のガラス瓶三個が発見され、担当の作業員が体調の不調を訴えたものでございます。

国土交通省といたしましては、不審瓶が発見された直後から、周辺の安全を確保するために工事現場への立入禁止を行って、二十四時間体制で現場の安全管理を実施してきております。

その上で、敷地内の危険物に関する調査及び対応方針の検討を行うために、化学、環境、廃棄物、医学など、幅広い分野の有識者から成る有識者委員会を設置いたしまして、調査方法あるいは危険物の処理方法について御検討いただき、措置等を進めたいところでございます。

不審瓶発見以降、まず不審瓶の埋設箇所を特定するという必要がございますので、敷地全体のボーリング調査、それから不審瓶発見箇所の試掘を行いました。その結果、不審瓶が投棄されている可能性が高い場所は、コンクリートあるいは陶片を埋設した瓦れきの層がありまして、この瓦れ

きの層の中にあるということが判明いたしましたので、その箇所についてはすべて掘削を行って、不審瓶を除去いたしました。

除去した不審瓶の内容物につきましては、分析を行った後に無害化処理を行うとともに、掘削土につきましては、中和及び浸透防止措置等の措置を行った上で埋め戻して、御指摘のありましたように、敷地全面にアスファルト舗装を行って、また敷地周囲にはフェンスを設けております。

これらの安全化措置の終了後、有識者から、土地の改変をしない限り、周辺の方々に全く支障のない安全な状態であるということを確認いただいております。

以上でございます。

○阿部委員 今の御答弁ですが、問題が二つありまして、瓦れきが捨てられた、ここが一番汚染濃度が濃いのところというのは掘削されましたが、他の部分は深く掘削されずにアスファルトで埋められてしまっている。そうすると、当面は安全でも、土地の改変をしない限りと言いますが、いろいろな、土地をめぐると、例えば地震でもございしますけれども、今後、逆に言うところ、こはもととも合同市庁舎がつくられるところで、本来であれば、深いボーリングをして、その地域の安全性を確認した上に合同市庁舎がつくられる考えもあったところが、ただアスファルトで埋め立てられてしまつて、当面という形で、恒久的な安全性については不問に付されてしまったということが、非常にまた地域住民の不安も抱かせているところかと思っております。

そしてもう一つ、ここから出てきた瓶は、先ほど、当初は三つとおっしゃいましたが、計三百八十五本、四百本以上出てまいりましたか、分析が済んだのが三百八十五本だということで、うち百一本から青酸というところでございますが、そのほかにも例えばどんな物質が出てまいりましたのか、これについてもお答えいただきたいと思っております。

○奥田政府参考人 今お話のございました、現地から発見された不審瓶、これは合計四百七十六本

でございます。このうち百五本から青酸が検出されております。不審瓶からは青酸以外の化学剤開閉確認され、連物質は検出されておられません。検出された青酸につきましては、速やかにアルカリ溶液に浸して無害化処理を行いました。

御指摘の敷地内の土壌の方ですけれども、ここからは微量のマスタード及びその関連化合物、微量のくしゃみ剤の関連化合物の疑いがある物質、微量の催涙剤の関連化合物の疑いがある物質、弗素、砒素、テトラクロロエチレンが検出されております。この土壌の中から検出されましたマスタード及びその関連化合物については無害化処理を行い、その他の土壌中の物質についても、有識者にとさまざまな観点から御意見をいただいて、安全化措置を行っております。

○阿部委員　今御紹介があつただけでも、まず青酸、弗素、砒素あるいはマスタード、マスタードというのはびらん系の化学兵器に使われるものですが、多様な化学兵器の痕跡と思われるものがそこで発見されているわけで、特にまたこの間、平塚市内の周辺の井戸調査からは、神栖でも問題になつておりますが、ジフェニルアルシン酸という砒素関連のものも出ているということで、当座、こだけ埋め立てておれば地域への汚染の広がりがやあるいは過去の実態が明らかになるというものでもないと思います。

この点、何度も繰り返しますが、当面安全ということと、今度またその周辺で何か出てくる可能性が否定されないということが、今後の問題を確しておりますので、本来であれば、安全宣言をするためには、きちんとした、その地域の深いボーリングを含めて、ありとあらゆる可能性を検索していただかないと、今、神栖町でもそうですがある種、降つてわいたようなという健康被害が起き、しかし、それが実は降つてわいたのではなく、もともと旧軍の使った毒ガス兵器の処理や事情がきちんと説明されていないことから発せるところである、そして、たまたま発掘ということ、道路をつくったりする、あるいは庁舎をつくつたり

たりするための国土交通省がやったいろいろな作業の中で見つかってきていて、国土交通省が責任官庁になっておりますが、実は事態はより広く、やはり旧軍の使用し、製造しあるいは放棄した、捨てた毒ガスの問題でありますから、一つ一つ、やはりその場しのぎの対応に終わらない根本対策をぜひお願いしたい。

そして、この件では、平塚市からも、やはり本来合同庁舎をつくる地域として、きちんとした環境調査をしていただきたかった、アスファルトで埋めただけでは当座の安全策しかないということが指摘されておりますので、そのことも申し添えて、今後きっちりした対策へと結びつけていたいただきたいと思います。

あわせて、実際に起きてしまった被害、特に神栖の問題もそうですし、寒川の問題あるいは平塚の問題でもそうですが、起きた個々の健康被害は、旧軍の遺棄した毒ガスの化学兵器によるものという認識をきちんと総体としてお持ちであるのかどうか、これは内閣官房の方にお願いたします。

○森本政府参考人　お答え申し上げます。

寒川 平塚の事案につきましては、毒ガス弾というものが実際に出てまいりましたので、それへの対応というのは国の責任というふうに十分理解しております。

それから、神栖につきましては、いわゆる毒ガス起因の化学物質というのが疑われる物質が検出されましたので、その可能性はあると考えておりますけれども、いずれにせよ、いわゆる未然防止対策というものについては、実際、国の方で実施しているところでございます。

○阿部委員　今おっしゃられたような、あると認識しておるが点々みたいないまいきが、實際に例えば神栖の被害に遭われた人たちの受け取る印象として、これはなぜ自分たちにこんな健康被害が起きたんだろう、それは、国は毒ガスが疑わしいと言いつながら、でも本当に断定はしていないとでは、本当に自分たちの健康被害について、今까지는、療養費とか医療費が支給されておるが、

れがもし国の遺棄したものであるならば、国の責任において、健康被害も、それから今後の生活のためのさまざまな補償もされていかないと、当座、調査のために今医療的に協力をしてもらったり情報収集しているという形で言われてしまったのは非常に心外であるという気持ちも広がっていると思います。

この件については、既に三月二日の当委員会で問題にされておりますので、また、小池環境大臣の、極めてこれは日本軍のかつての負の遺産であるというふうに認識しておるといふ答弁もござりますので、特に健康被害を実際に受けた方々に接する政治の姿勢として、あいまいさを残さずにきつちりこれでもやっていただいたいと思います。

そうした観点から、実は寒川の場合には、これは、現場で工事にかかっていた方の十一人の作業員が被災されましたが、うち九人は労災で対応されましたが、二名は事業主だということで、実際に労災も適用がされておりません。そういったしますと、この二名の方の救済、健康被害は一体どうなるのか。これまで八十件以上のいろいろな実際の被害が起き、その都度いろいろな、その時々々のこれは労災である、あるいはこれは、今度の神柄のように、健康調査のためのスキームであるというような言い方で、きちんとした総合対策が組まれておりません。特に、例えば寒川で労災に当たらなかった人たちの救済はどうなるのか。これも内閣の方でお願いいたします。

○森本政府参考人 お答えいたします。

寒川の個別の事案につきましては、国土交通省の方で対応されていますので、詳細は承知しておりませんが、そもそも、いわゆる健康被害、毒ガスに起因する健康被害というものについては、迅速的確な対応が肝要であるというふうに考えております。

実際の国内における毒ガス弾による被害というのは、被害の発生状況や被害者の対応がさまざまということもありまして、個々の事案に応じて迅速な対応を図る、そういう観点から、労働

災害補償保険法に基づく措置などによって対応してきたということです。

また、原因が必ずしも特定されていない場合、神栖のような事例でございますが、これにつきましても、閣議了解に基づく措置を講じて、国として被害への迅速な対応というのを図ってきたというところでございます。

将来、さらに毒ガス弾による被害が発生した場合には、また個々の事案の状況に応じて検討する必要があるかもしれませんが、被害の状況、被害内容把握した上で、事案に即して国として迅速に対応していきたいというふうに考えております。

○阿部委員 今おっしゃられたような、個々の事案は承知していません。これは、きのう質問通告したときに、内閣として一括してお答えになるということでしたのでございます。その個々の個人が、人間はみんな個々でございいます。その個人が、教育者にならずば、それは教育とは言いません。教育者にならずば、それは教育とは言いません。

場当たりりの、その場、その時々、これから起きたらまたそれに対応しますという形では、この毒ガス問題がなぜ生じたか、その原点が踏まえられていないから、例えば神栖町の人たちも、さつき言いました医療調査のために万全を期してやっ

ていますと言われても、では、原因は何だったの自分たちにはなぜそうなったのというところで、大きな食い違いが生じております。そこはやはり、私は政治がきちんと責任を持つべき事業で、化学兵器等々はそのようなことであると思いますので、今、個別の事案、寒川のこととはお答えいただけませんでしたが、そのような漏れがあるんだという認識をきっちりとして持っていただきたいと思ひます。

時間との関係で、最後に、小池大臣に一間お伺ひしたいと思ひます。

実は、この毒ガス問題は日本の国内だけではなく、中国の黒竜江省というところでも、昨年八月、日本軍が遺棄した毒ガスで住民四十三人が負傷し、一名が死亡で、日本の方から協力金ということでは三億円が中国に支払われた。そして、この

三億円の使途について日本側と中国側とのような詰めがなされたのかということも、かなり一致しておらないように思いますが、きょうはそこを聞く時間がございませんので、また改めさせていただきますかと思いますが、小池大臣には、この間、日本の国内でこういう毒ガス兵器による健康被害、環境汚染の実態、さまざまに、ちょうど我が国が経験して、省庁としても資料をまとめられて、いわゆるデータも持つておられることと思います。

今後、中国でも、中国でも同じですが、黒竜江省で発見され、またこの次で発見されるという決意も決して否定できない。そういったことと、環境調査も含めて、再発予防ということのための認識を各省庁間連絡会議でまずは表明ということ、御意見を述べていただきたいということ、この外国の事例についても、明らかに日本の旧軍の使用した毒ガスによる実際の被災と、それから、今後の被災防止のために環境省としての提言なり発言をしていただきたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○小池国務大臣 御指摘のありました関係省庁連絡会議ですが、正確には、国内における旧軍毒ガス弾等に関する関係省庁連絡会議と長いものになっておりますが、このタイトルどおり、国内における毒ガスなどによる被害の未然防止を目的としておりまして、基本的には今の中国遺棄化学兵器処理の関連については議題とはしておりません。

ただ、今御質問の中にもありましたけれども、環境省として、昭和四十八年に行いました調査のフォローアップ調査ということの関連情報など、内閣府、そして外務省等の関係省庁にも広く提供もしてきております。

それから、もつと関係省庁それぞれ情報で連携をとつたらどうかという、そういう意味で御質問があったと思ひますけれども、今後も、環境省の毒ガス情報センターを設けておりますが、そこで収集いたしました情報であるとか、それから、こ

れまでの環境調査で得られました知見などを、有用と思われるものはそれぞれ関係省庁の方に提供して、政府全体としての情報を共有するように努力していきたい、こういうふうな思ひっております。

○阿部委員 今、大臣の御答弁にもございましたが、省庁間連絡会議が主に国内を目的としてつくられたものであるということからさらに一歩進めて、例えばSARSとか鳥インフルエンザでもそうですが、国際的な広がりを今は何でも持つており、特にこの旧軍の毒ガス兵器も不幸なことに国際的な広がりを持つておりますので、大臣の見識で、ぜひとも中国においても安全性がさらに中国の国民にも保障されますような御尽力をお願いしたいと思います。

○小沢委員長 以上で質疑は終了しました。

○小沢委員長 次に、内閣提出、大気汚染防止法の一部を改正する法律案を議題といたします。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○小池国務大臣 ただいま議題となりました大気汚染防止法の一部を改正する法律案につきまして、その理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

浮遊粒子状物質による大気汚染については、工場等の固定発生源に対する規制に加え、自動車排出ガスに対しても、累次の規制の強化、大都市地域における特別の排出基準の設定、低公害車の普及促進等の施策を実施してきたところでありますが、大都市地域を中心として全国で環境基準の達成率が低く、依然として厳しい状況にあります。

また、光化学オキシダントによる大気汚染についても、工場等及び自動車に対して、その原因物質の一つである窒素酸化物の排出規制の強化が

行われてきたところでありますが、ここ数年は、約半数の都府県で光化学オキシダント注意報が発令され、その合計日数は年間延べ二百日に及ぶなど、深刻な状況が継続しています。

このような状況を踏まえ、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因物質の一つである揮発性有機化合物について、工場等の固定発生源からの排出規制措置等を講ずるため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、施策等の実施の指針について定めることとあります。

揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制に関する施策その他の措置は、この法律による排出規制と事業者が自主的に行う排出抑制のための取り組みとを適切に組み合わせ、効果的な揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制を図ることを旨として実施されなければならないことを定めております。

第二に、排出口における排出濃度規制の実施であります。

排出規制と事業者の自主的な取り組みを適切に組み合わせるといふ施策等の実施の指針を踏まえ、揮発性有機化合物の排出量が多いため、その規制を行うことが特に必要である施設を、揮発性有機化合物排出施設として指定します。揮発性有機化合物排出施設については、その種類及び規模ごとに揮発性有機化合物の排出濃度基準を定め、当該施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者に対して排出濃度基準の遵守を義務づけることを規定します。また、排出濃度基準の遵守義務違反に係る改善命令等の制度をあわせて設けることとしております。

第三に、揮発性有機化合物排出施設の届け出等に係る各種規定の整備であります。

揮発性有機化合物の排出規制の実効性を確保するため、揮発性有機化合物排出施設の設置等について都道府県知事に届け出なければならないこととします。また、届け出があった場合において当

該施設が排出基準に適合しないと認めるときは、施設の構造、使用等の変更等を命ずることができると等々をあわせて規定しております。

以上のほか、事業者等に対する揮発性有機化合物の排出の抑制等に係る責務の規定、改善命令等に違反した場合の罰則その他の規定の整備を行うこととしております。

以上が、本法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますように心からお願ひを申し上げます。

○小沢委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。次回は、来る十六日金曜日午前九時四十分理事會、午前九時五十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十八分散会

大気汚染防止法の一部を改正する法律案

大気汚染防止法(昭和四十二年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中 第二章の二 粉じんに関する規制 第十八条 第二章の三 有害大気汚染物質対策の推進 第十八条 第十八条の十九

進(第十八条の十九) 第十八条の二十四 第二章の二 揮発性有機化合物の排出の規制等(第十八条の三) 粉じんに関する規制 第十八条 第十八条の四 有害大気汚染物質対策の推進(第十八条の七) 第十八条の十四 第十八条の十九 第十八条の二十四

第十八条の二十四 第十八条の二十四 第十八条の二十四 第十八条の二十四 第十八条の二十四 第十八条の二十四 第十八条の二十四 第十八条の二十四 第十八条の二十四 第十八条の二十四

第十八条の二十四 第十八条の二十四 第十八条の二十四 第十八条の二十四 第十八条の二十四 第十八条の二十四 第十八条の二十四 第十八条の二十四 第十八条の二十四 第十八条の二十四

4 この法律において「揮発性有機化合物」とは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。）をいう。

5 この法律において「揮発性有機化合物排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で揮発性有機化合物を排出するもののうち、その施設から排出される揮発性有機化合物が大気の汚染の原因となるものであつて、揮発性有機化合物の排出量が多いためにその規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

6 前項の政令は、事業者が自主的に行う揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組が促進されるよう十分配慮して定めるものとする。

7 この法律において「排出口」とは、ばい煙発生施設において発生するばい煙又は揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。

第三條第一項中「排出基準」を「ばい煙に係る排出基準」に改め、同條第二項第一号中（ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。）を削る。

第九條中「単に」を「この章において」に改める。

第二章の三を第二章の四とし、第二章の二を第二章の三とし、第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 揮発性有機化合物の排出の規制等

（施策等の実施の指針）

第十七條の二 揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制に関する施策その他の措置は、この章に規定する揮発性有機化合物の排出の規制と事業者が自主的に行う揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組とを適切に組み合わせ

て、効果的な揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制を図ることを旨として、実施されなければならない。

（排出基準）

第十七條の三 揮発性有機化合物に係る排出基準は、揮発性有機化合物排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる揮発性有機化合物の量（以下「揮発性有機化合物濃度」という。）について、施設の種類及び規模ごとの許容限度として、環境省令で定める。

（揮発性有機化合物排出施設の設置の届出）

第十七條の四 揮発性有機化合物を大気中に排出する者は、揮発性有機化合物排出施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 揮発性有機化合物排出施設の種類の

四 揮発性有機化合物排出施設の構造

五 揮発性有機化合物排出施設の使用の方法

六 揮発性有機化合物の処理の方法

2 前項の規定による届出には、揮発性有機化合物濃度及び揮発性有機化合物の排出の方法その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（経過措置）

第十七條の五 一の施設が揮発性有機化合物排出施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）であつて揮発性有機化合物を大気中に排出するものは、当該施設が揮発性有機化合物排出施設となつた日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の

届出）

第十七條の六 第十七條の四第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第十七條の四第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第十七條の四第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（計画変更命令等）

第十七條の七 都道府県知事は、第十七條の四第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度がその揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準（第十七條の三の排出基準をいう。以下この章において「排出基準」という。）に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る揮発性有機化合物排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは揮発性有機化合物の処理の方法に関する計画の変更（前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第十七條の四第一項の規定による届出に係る揮発性有機化合物排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

（実施の制限）

第十七條の八 第十七條の四第一項の規定による届出をした者又は第十七條の六第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る揮発性有機化合物排出施設を設置し、又はその届出に係る揮発性有機化合物排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは揮発性有機化合物の処理の方法の変更をしてはならない。

（排出基準の遵守義務）

第十七條の九 揮発性有機化合物排出施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者（以下「揮発性有機化合物排出者」という。）は、その揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準を遵守しなければならない。

（改善命令等）

第十七條の十 都道府県知事は、揮発性有機化合物排出者が排出する揮発性有機化合物の排出口における揮発性有機化合物濃度が排出基準に適合しないと認めるときは、当該揮発性有機化合物排出者に対し、期限を定めて当該揮発性有機化合物排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物の処理の方法の改善を命じ、又は当該揮発性有機化合物排出施設の使用の一時停止を命ずることができる。

（揮発性有機化合物濃度の測定）

第十七條の十一 揮発性有機化合物排出者は、環境省令で定めるところにより、当該揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

（準用）

第十七條の十二 第十條第二項の規定は、第十七條の八の規定による実施の制限について準用する。

2 第十一條及び第十二條の規定は、第十七條の四第一項又は第十七條の五第一項の規定による届出をした者について準用する。

3 第十三條第二項の規定は、第十七條の十の規定による命令について準用する。

（事業者の責務）

第十七條の十三 事業者は、その事業活動に伴う揮発性有機化合物の大気中への排出又は飛散の状況を把握するとともに、当該排出又は飛散を抑制するために必要な措置を講ずるようになければならない。

（国民の努力）

第十七條の十四 何人も、その日常生活に伴う揮発性有機化合物の大気中への排出又は飛散を抑制するように努めるとともに、製品の購入に当

たつて揮発性有機化合物の使用量の少ない製品を選択すること等により揮発性有機化合物の排出又は飛散の抑制を促進するよう努めなければならない。

第二十三条第一項中「排出する者」の下に「揮発性有機化合物を排出し、若しくは飛散させる者」を、「排出量」の下に「若しくは揮発性有機化合物の排出量若しくは飛散の量」を加え、同条第二項中「がばい煙」の下に「又は揮発性有機化合物」を、「ばい煙排出者」の下に「又は揮発性有機化合物排出者」を加え、「又はばい煙濃度」を「若しくはばい煙濃度又は揮発性有機化合物濃度」に改め、「ばい煙発生施設」の下に「又は揮発性有機化合物排出施設」を加える。

第二十六条第一項中「に設置している者」の下に「揮発性有機化合物排出施設を設置している者」を、「事故の状況」の下に「揮発性有機化合物排出施設の状態」を、「ばい煙処理施設、特定施設」の下に「揮発性有機化合物排出施設」を加える。

第二十七条第二項中「特定施設」の下に「揮発性有機化合物排出施設」を、「特定物質」の下に「揮発性有機化合物」を、「あつては」の下に「第十七条の十二第一項又は」を、「これらの規定を」の下に「第十七条の十二第二項又は」を、「及び第三項」の下に「第十七条の四から第十七条の八まで」を加え、同条第三項中「規定を」の下に「第十七条の十二第二項又は」を、「含む」の下に「第十七条の四、第十七条の六」を加え、同条第四項中「第九条の二」の下に「第十七条の七」を加え、同条第六項中「第三項」の下に「第十七条の十」を加える。

第二十八条第二項中「ばい煙発生施設」の下に「揮発性有機化合物排出施設」を、「又はばい煙」の下に「揮発性有機化合物」を加える。

第二十八条の二第一号中「第十七条第三項」の下に「第十七条の七、第十七条の十」を加え、同条第四号中「第二十一条第二項」を「第二十一条第三項」に改める。

第二十九条中「ばい煙」の下に「揮発性有機化合物」を加える。

第三十条中「特定物質」の下に「揮発性有機化合物」を加える。

第三十二条中「ばい煙の大気中への排出に関し」の下に「揮発性有機化合物排出施設について、その揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物以外の物質の大気中への排出に関し、揮発性有機化合物排出施設以外の揮発性有機化合物を排出する施設について、その施設に係る揮発性有機化合物の大気中への排出に関し」を加える。

第三十三条中「第三項」の下に「第十七条の七、第十七条の十」を加える。

第三十四条第一号中「第八条第一項」の下に「第十七条の四第一項、第十七条の六第一項」を加える。

第三十五条第一号中「第七条第一項」の下に「第十七条の五第一項」を加え、同条第二号中「第十条第一項」の下に「第十七条の八」を加える。第三十七条中「規定を」の下に「第十七条の十二第二項又は」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十八条の二第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三十二条第四項中「第一条第十項」を「第二条第十四項」に改める。
（小規模企業者等設備導入資金助成法の一部改

正）

第四条 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第一百五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書中「同条第六項」を「同条第十項」に、「同条第七項」を「同条第十一項」に改める。

（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の一部改正）

第五条 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号及び第五号中「第二条第五項」を「第二条第九項」に改める。

理由

浮遊粒子状物質及びオキシダントによる大気の汚染の現況にかんがみ、これらの物質の生成の原因となる物質である揮発性有機化合物の排出等を抑制するため、揮発性有機化合物排出施設の届出を義務付けるとともに、当該施設に係る排出基準について定めることその他の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十六年四月二十二日印刷

平成十六年四月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P